



ひだかインフォメーション
 市役所へのご連絡は
 ☎042-989-2111 ☎042-989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ

就学援助制度

日高市立の小・中学校に通う子どもの保護者で、経済的に困っている人に、学用品費、修学旅行費、医療費等の一部を援助しています。

- 対象(次のいずれかに当てはまる場合)**
- 児童扶養手当を受給している
 - 市民税が非課税または減免されている
 - 個人事業税または固定資産税が減免されている
 - 国民年金保険料または国民健康保険税が減免または猶予されている
 - その他、経済的に困っている
- 持ち物** マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
- ※住民票の写しの場合、顔写真付き

身分証明書(運転免許証等)もお持ちください。

※住民票の写しは、市民課(1階②番窓口)で発行(1通200円)しています。

申し込み 申請書に必要な事項を記入し、書類(児童扶養手当証書の写し等を添えて直接左記へ)

※申請書は左記に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

※既に認定されている場合は、申し込みの必要はありません。

問い合わせ 学校教育課学務担当

児童手当の多子加算に関する申請

左記の対象に当てはまる人は改めて申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 申請期限** 3月31日(火)
- 対象(次の全てを満たす)**
- ①現在、児童手当を受給している
 - ②現高校3年生の子どもを含め、平成16年4月2日以降生まれの子どもを3人以上養育している
 - ③現高校2年生以下の年齢の子どもを養育している
- 持ち物** 額改定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書
- ※書類は市ホームページからダウンロードできます。
- 申し込み** 必要書類を添えて、郵送(必着)または直接左記へ
- ※直接提出する場合は、申請する人の顔写真付き身分証明書(マイナンバー)

障がい者自動車等燃料費補助金の申請期限は3月31日(火)です

補助金の利用登録者で、令和7年度の補助金交付申請が済んでいない人は、年度内の申請が必要です。期限を過ぎた場合は、補助金を受け取れなくなるため、早めに申請してください。なお、申請は、窓口のみの取り扱いとなります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

人権擁護委員に相談できます

1月1日付けで高根規千枝さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、家庭・近隣いじめ・虐待・差別・プライバシー・職場その他に関する問題について、秘密厳守の

高齢者を守る お助けかわらばん

インターネット通販での定期購入トラブルにご注意!!



1回試しに申し込んでみよう

お試し価格 980円

※注文内容の最終確認 申し込み

1回目の商品を受け取った翌月

また?

お試しで1回頼んだだけだから受け取れません

送り返してください

商品を受け取っていないのだから払いたくないわ

請求書

定期購入 (2回目)

15,000円

なにこれ? どうすればいいの?

最終通告

〇〇法律事務所

お母さん、188に相談しなよ!

消費者ホットライン ☎188
 問い合わせ
 日高市消費生活相談センター
 ☎042-989-2111

カード、運転免許証等)を忘れずにお持ちください。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

日高市交通指導員が全国表彰を受賞



日高市交通指導員が第66回交通安全全国運動中央大会において、全日本交通安全協会会長から「交通安全優良団体」として表彰されました。表彰式には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下ご臨席の下、高市早苗内閣総理大臣

会社を退職(失業)した人へ国民年金への変更手続きはお済みですか?

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社等を退職(失業)したときは、厚生年金保険から国民年金への切り替え手続きが必要です。また、扶養している配偶者がいる場合、配偶者も切り替え手続きが必要となりますので、併せて手続きをしてください。

なお、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の免除制度があります。詳しくは、下記へご相談ください。

- 持ち物**
- 顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
 - 退職日が確認できる書類(退職証明書、社会保険資格喪失証明書等)
 - 保険料の免除制度を申請する場合…雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
- 問い合わせ** 保険年金課国民年金・医療費担当 (1階④番窓口)

飯能日高消防署からのお知らせ

◆山林での火の取り扱いにご注意を!
 降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く、1月から5月ごろまでに林野火災は、特に多くなります。この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等が増加する入山者による火の不始末等も一因として考えられます。また、草や枝などの焼却が火災の原因となることもあります。山林火災を起こさないためのポイント

- 空気が乾燥する時期は火の取り扱いに十分気を付ける
- 火災の発生しやすい枯草等がある場



◆春季全国火災予防運動

- 火災が発生しやすい時期です。左記に挙げる10のポイントに注意し、住宅火災の発生を防止しましょう。
- 4つの習慣**
- 寝たばこは絶対にしない、させない
 - 強い風が吹いている時は、たき火や火入れをしない
 - たばこのポイ捨てはせず、火の始末を必ず確認する
 - こんろを使うときは火のそばを離れない
- 6つの対策**
- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
 - 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
 - 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは、防災品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく
 - お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
 - 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

問い合わせ 飯能日高消防署予防課
 ☎042-974-7221



をはじめ多くの交通安全関係者など約1800人の出席がありました。交通指導員制度発足後、50年の長きにわたる熱心な活動が評価されたものです。

交通指導員として活動してみたい人は左記へお問い合わせください。

問い合わせ 危機管理課交通政策室交通政策・交通安全・防犯担当